○農林水産省告示第二千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町岩川字川路口一六八九の八、一六八九の九、字西之迫一七三二の三、一七三五の三、字段ノ迫三〇七六、字薮山三〇七七、三〇七七の七、字西町六五九七の一から六五九七の三まで、六五九八の五から六五九八の七まで、字堀ノ内七〇六七の一、七〇六七の二、七〇七六の三、七〇七六の五、七〇七七の二、大隅町坂元字土橋五八五の九、字中崎四四〇三の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市・多気郡大台町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

松阪市・大台町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年十二月八日農林水産省告示第千五百五十五号（二に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに松江市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県双葉郡双葉町大字松倉字蛇喰一番二から同県双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢二〇八番四まで	前	最大 九三（メートル）	六四八（メートル）
		最小 三三	
	後	最大 九七	
		最小 四七	

○国土交通省告示第千百四十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市大字梶原四九番二〇地先から同市宮が谷町五八八番一地先まで	前	最大 一一〇（メートル）	二〇一（メートル）
		最小 三九	
	後	最大 一一三	
		最小 三七	

○国土交通省告示第千百四十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一